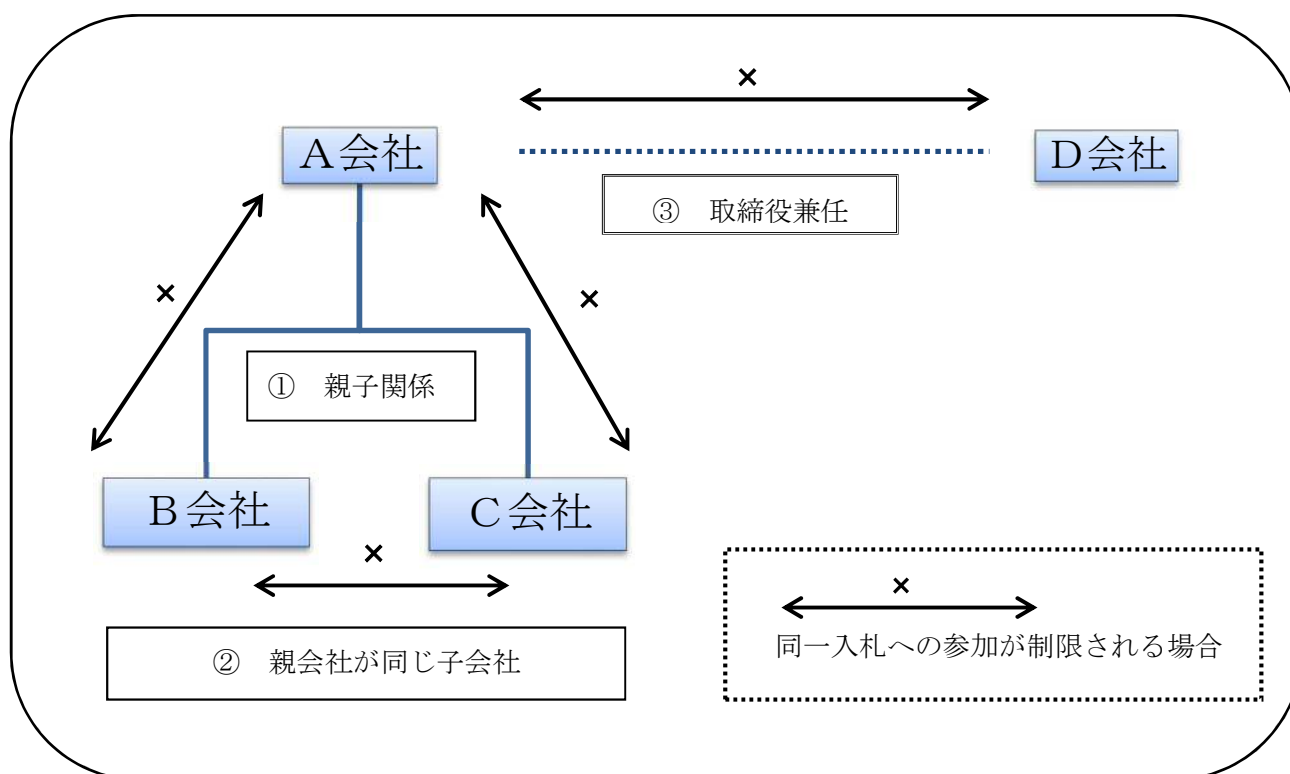


特定の関係にある資格者同士の入札参加に関する制限

1 特定の関係にある資格者同士の入札参加に関する制限

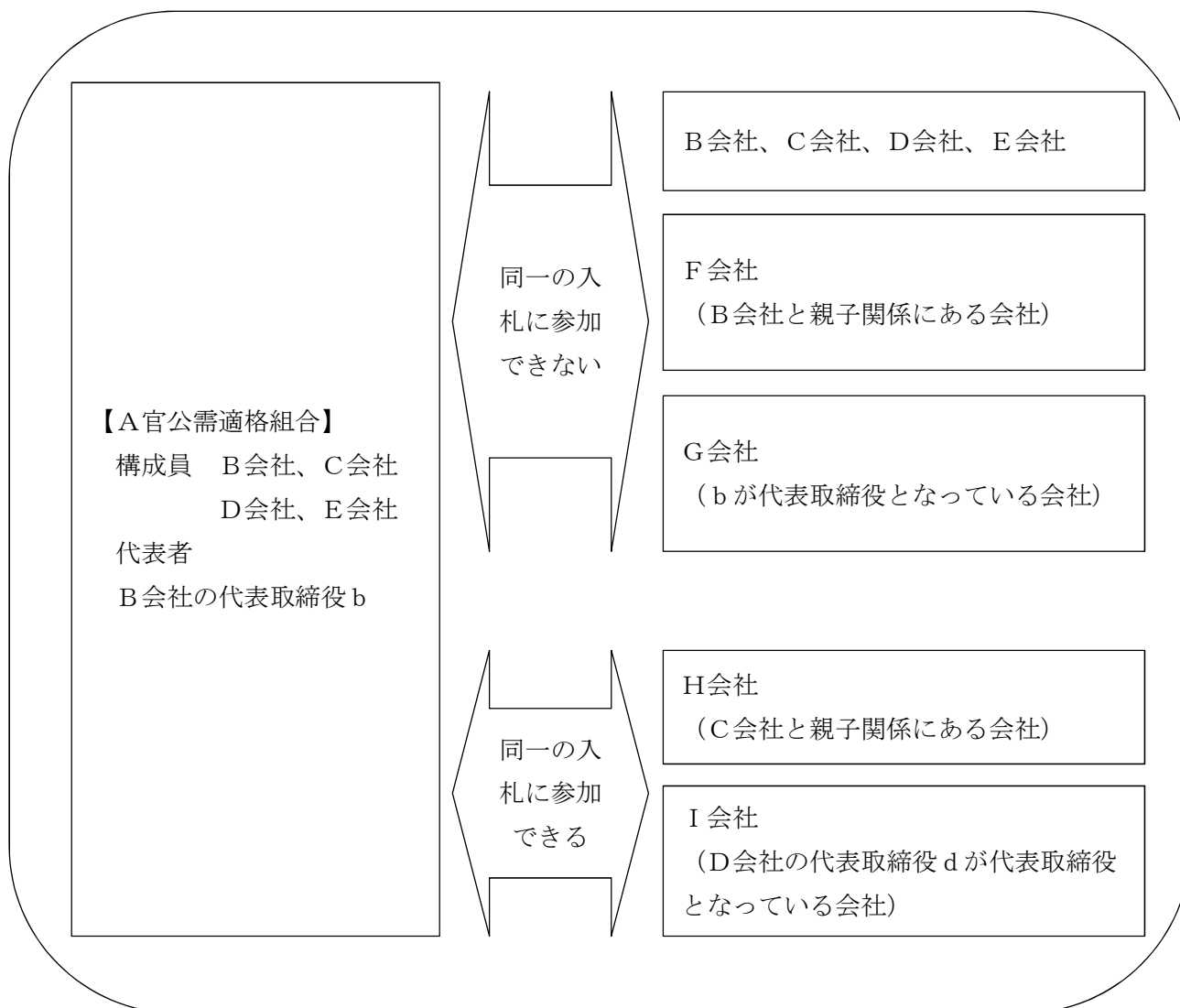
入札参加者間に入札の適正さが阻害されると考えられる資本関係又は人的関係がある場合には、公正な入札の執行の観点から、同一入札への参加を制限します。



2 官公需適格組合の場合

官公需適格組合が入札に参加する場合には、当該組合の構成員が同一の入札に参加することができません。

また、官公需適格組合の代表者が、当該組合の構成員である法人の役員である場合には、当該法人と親子関係・人的関係にある会社は同一の入札に参加することはできません。



3 人的関係の基準

一方の会社の役員が他方の会社の役員を兼ねている場合など、同一の者がそれぞれの会社の経営に関与することにより入札の価格を決定したり、又は知り得る立場にあることから、同一の入札への参加を制限します。

【同一入札の参加を制限される人的関係の基準】

以下に掲げる者が、他方の会社の取締役（委員会設置会社の場合は執行役）となっている場合。

- ① 取締役（※1）
- ② 委員会設置会社における執行役
- ③ 会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人

※1 社外取締役、執行役を兼ねていない委員会設置会社の取締役は除く。

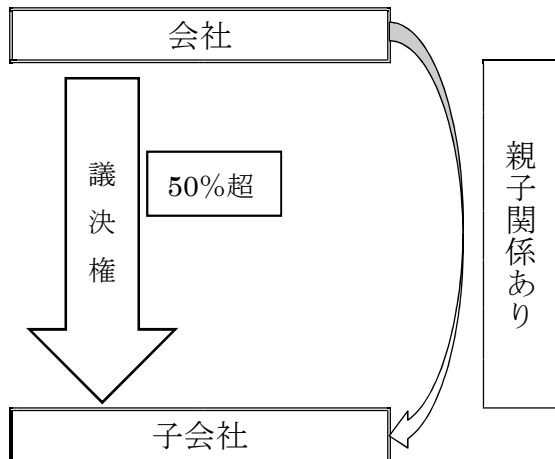
4 親子関係の判断

子会社とは、会社法第2条第3号に該当する会社をいい、親会社とは同法第4号の規定に該当する会社をいいます。

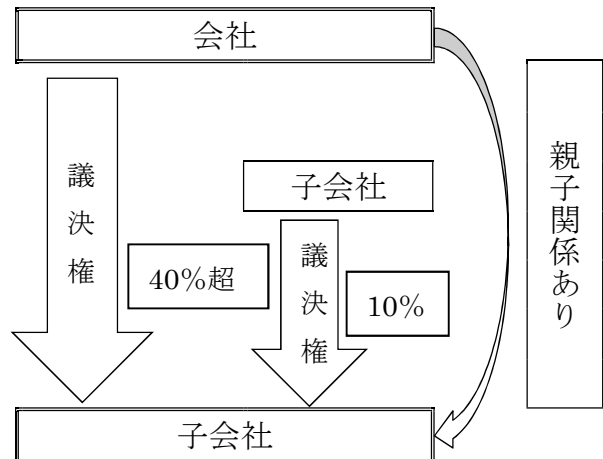
概ね、以下に示す関係を有していれば、親子関係があるものと判断します。

(1) 議決権の過半数を有している場合

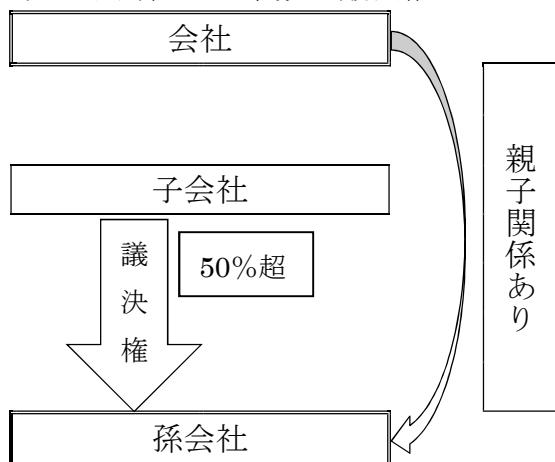
ア 直接過半数の議決権あり



イ 子会社と併せて過半数の議決権あり



ウ 子会社が過半数の議決権あり

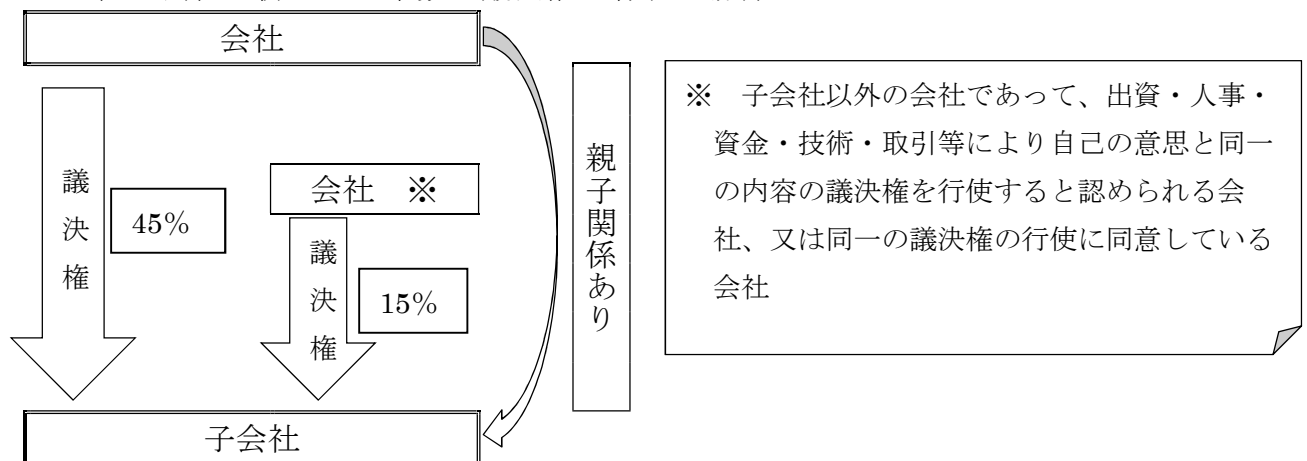


※ 子会社が以下に該当する場合は、有効な支配従属関係が存在しないと認められるため、親子関係はないものとします。

- ①民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けている
- ②会社更生法の規定による公正手続開始の決定を受けている

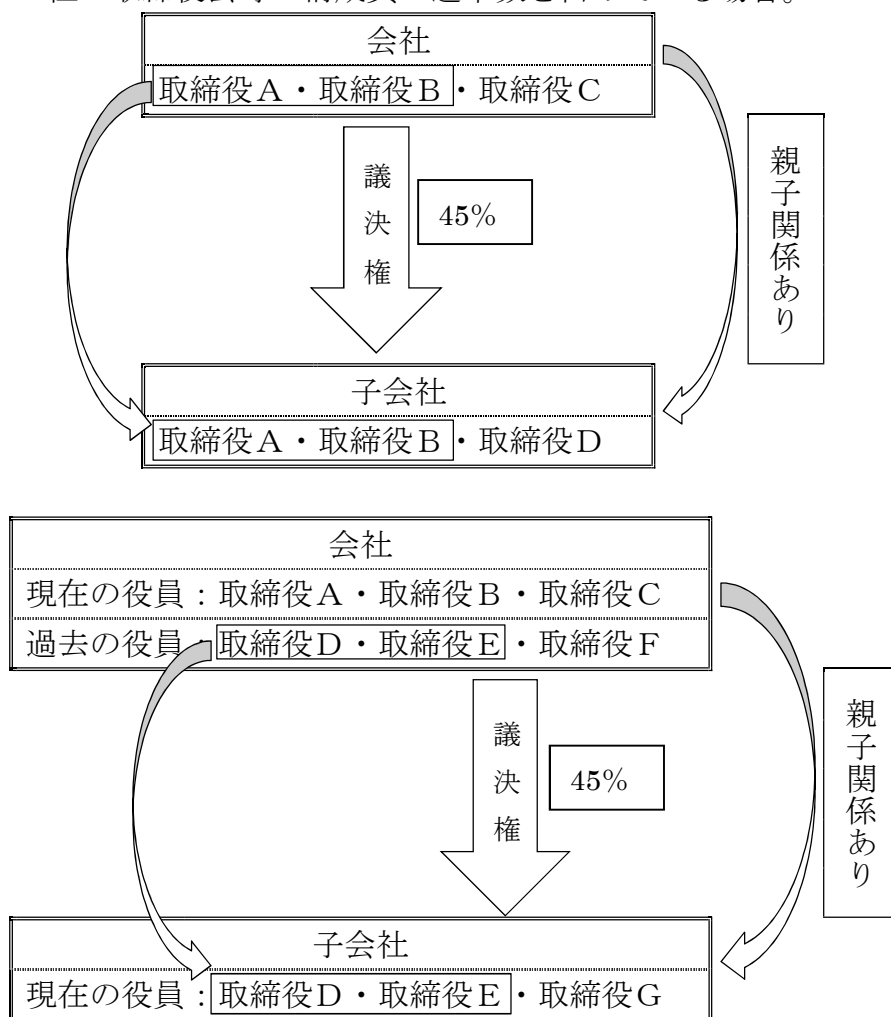
(2) 議決権の40%以上50%未満を保有している場合

ア 他の会社と併せて過半数の議決権を有する場合

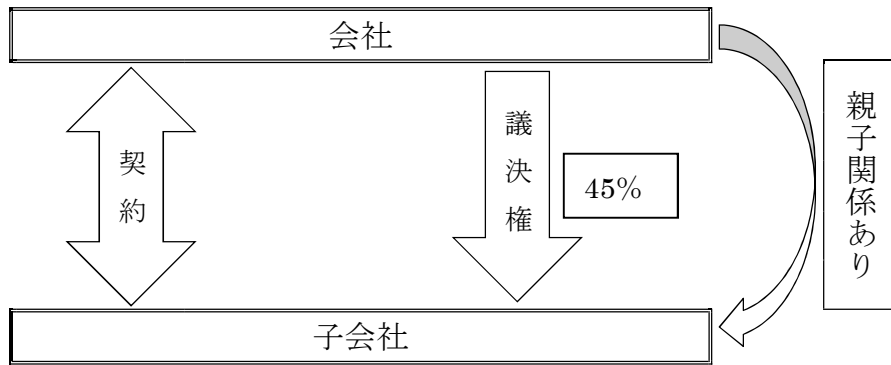


イ 一定の人的な関係がある場合

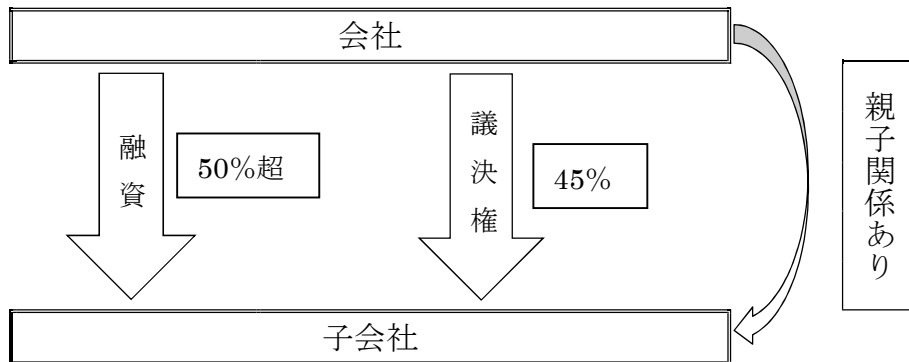
自己の役員、業務を執行する社員、使用人若しくはこれらであった者が、他の会社の取締役会等の構成員の過半数を占めている場合。



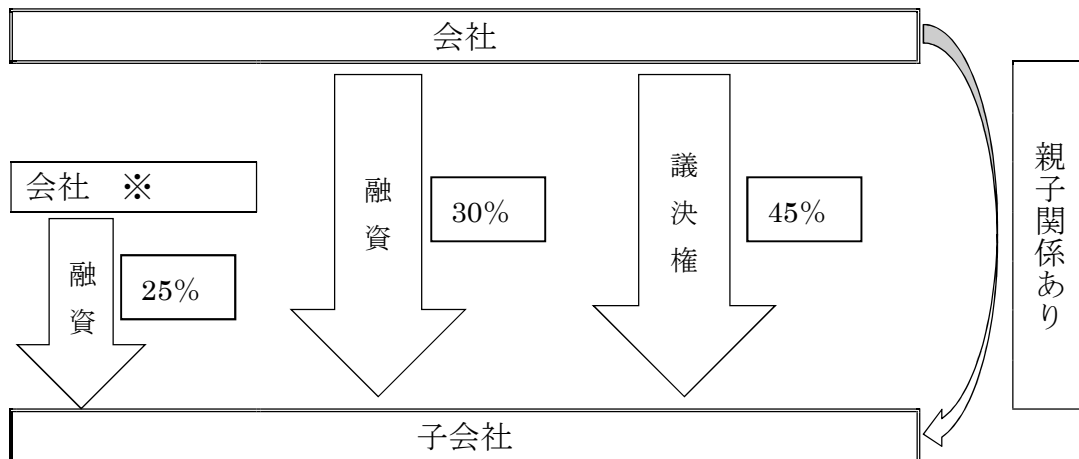
ウ 重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在する場合



エ 資金調達額の総額の過半数の額を融資している場合



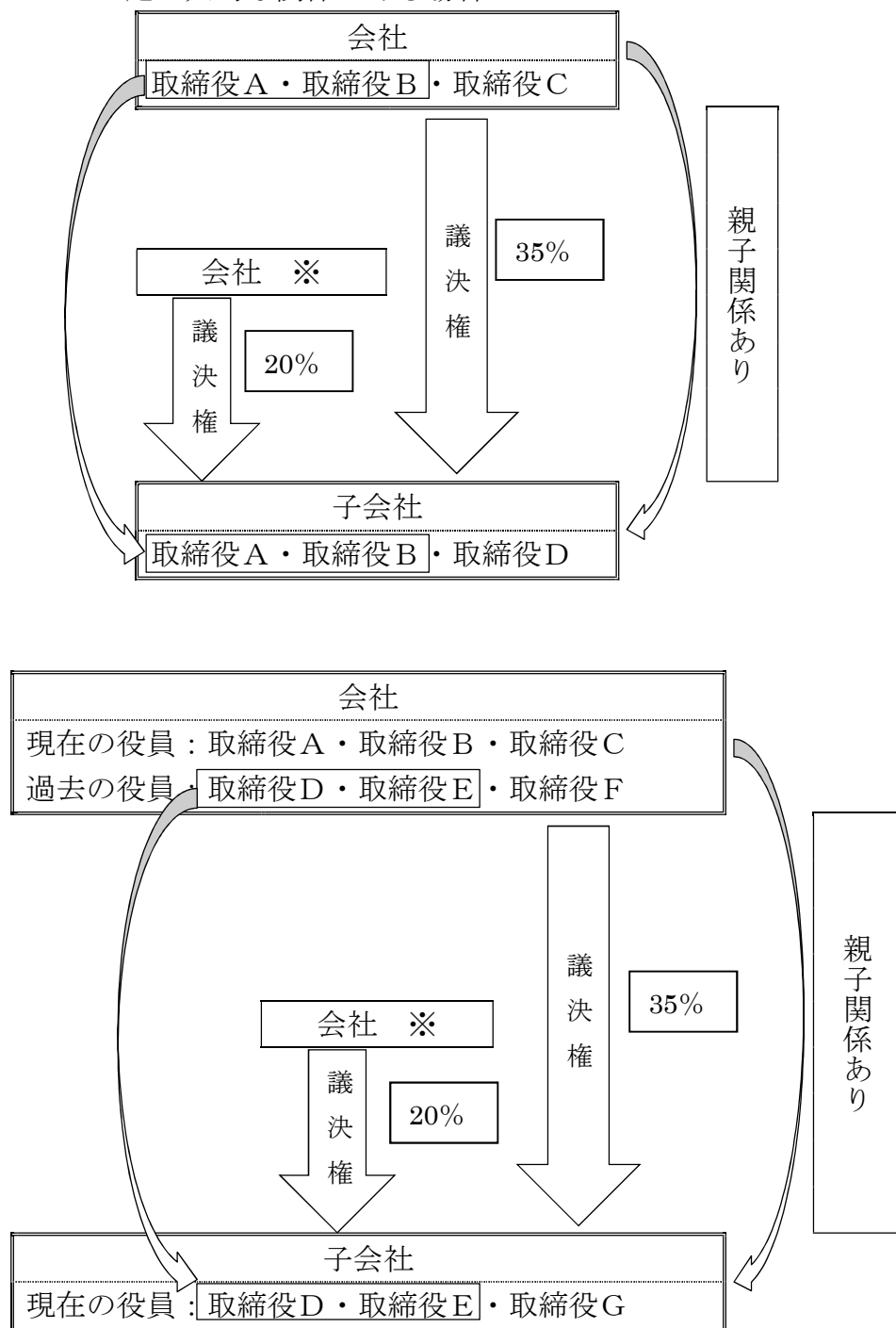
オ 他の会社と併せて過半数の額を融資している場合



※ 子会社以外の会社であって、出資・人事・資金・技術・取引等において自己と緊密な関係のある会社

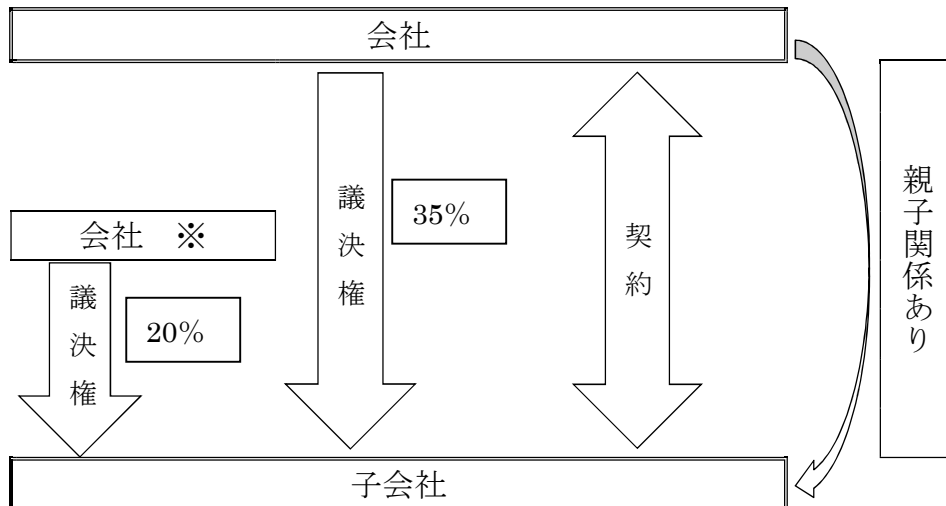
(3) 議決権の保有が0%以上40%未満である場合であって、他の会社と併せて過半数を有する場合

ア 一定の人的な関係がある場合

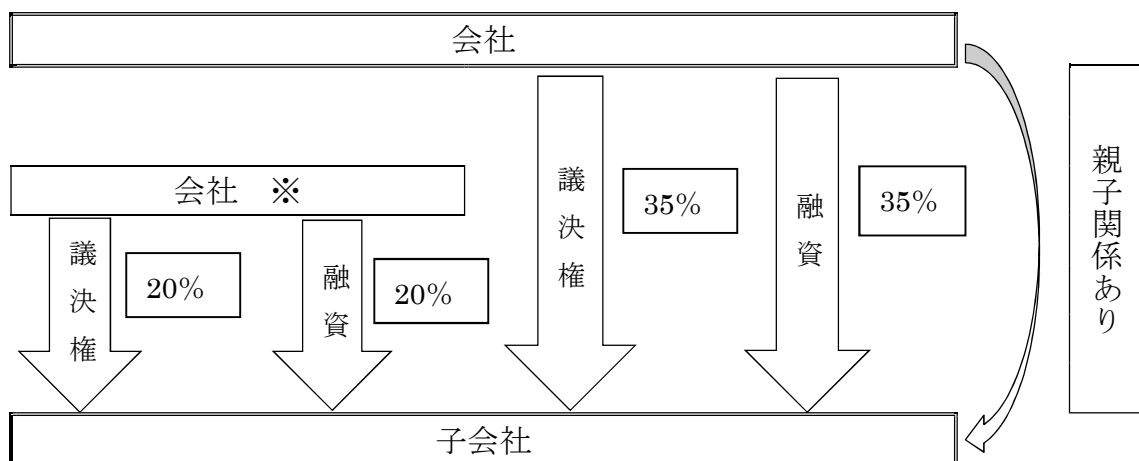
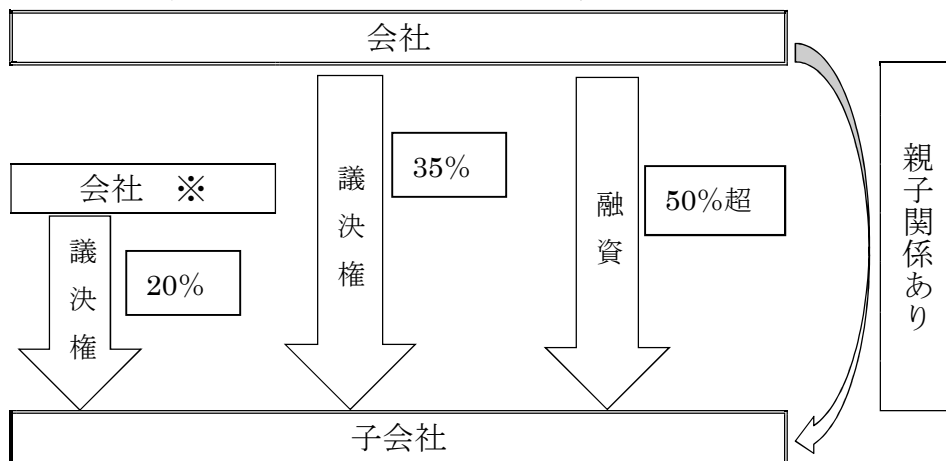


※ 子会社以外の会社であって、出資・人事・資金・技術・取引等により自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる会社、又は同一の議決権の行使に同意している会社

イ 重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在する場合



ウ 資金調達額の総額の過半数の額を融資している場合



※ 子会社以外の会社であって、出資・人事・資金・技術・取引等において自己と緊密な関係のある会社

入札参加資格審査資料の提出について

入札説明書6(1)の「入札参加資格の審査」に係る提出書類は次のとおり。

- 1 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- 2 資本関係・人的関係調書（様式2）
- 3 事業協同組合等にあつては、組合員名簿
- 4 官公需適格組合にあつては、官公需適格組合の証明書写し
- 5 事業所所在地及び警備業務を営むことを証する調書（様式3）
本調書における記載事項の証として、次に掲げる書面を併せて提出すること。
 - (1) 警備業認定書及び営業所設置等届出書の写し（警備業法第4条、第5条、第7条又は第9条の規定に基づく関係書類の写しで、札幌市内の事業所であること、並びにその事業所の警備員指導教育責任者の届出内容が確認できるもの）
 - (2) 届出している警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る資格証及び健康保険証の写し
 - (3) 上記(1)の事業所が社会保険適用事業所であることを証するものとして、当該事業所において警備業務に従事する者の名簿及びそれらの者の健康保険証の写し
 - (4) 上記(1)の事業所が納付義務者である労働局又は労働保険事務組合のいずれかが発行している直近の労働保険料の領収書写し。なお、労働保険に係る継続事業の一括承認を受けている場合は、その旨を証する書類の写し〔写しがない場合はその旨を証する申出書（任意書式）〕を併せて提出。
 - (5) 締結前交付書面（警備業法第19条に定める書面）
 - (6) 警備業の業務遂行に関する賠償責任保険証の写し
- 6 契約実績調書（様式4）
本調書における記載事項の証として、契約書又は発注書その他発注者が発行した契約実績を証するものの写しを併せて提出すること。

建物清掃警備等業務における最低制限価格等の算定

建物清掃警備等業務における最低制限価格又は調査基準価格は、札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領に基づき、積算体系に応じた積上げ(合算額)となります。

(1) 範 囲：予定価格の70%～90%

(2) 算定方法（下図参照）

① 直接人件費の90% + ② 直接物品費の90% + ④ 業務管理費のうち法定福利費相当額の90% + ④ 法定福利費を除く業務管理費の70% + ⑥ 一般管理費等の70% + ⑦ 管財部長が別に定めるものの経費の80% + 前記以外の経費の70%

※ 直接人件費の90%の額が最低賃金による算出額を下回る場合【直接人件費の90%の額<最低賃金による算出額】には、①の額は「最低賃金による算出額」となります。

【最低制限価格の算定】

